

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書 (1)

令和6年7月23日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢 

同 柏 木 健 三 

同 菊 池 和 彦 

同 鶴 見 信 介 

同 中 村 遼 

同 下 地 航 

(注) 略語等の記載は、被告東京都の令和6年7月23日付け準備書面(1)の例による。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者	立証趣旨
乙B 1	初任科及び初任補修科実施要領の改正について(通達)	写し R2.1.30	警察庁長官官房 人事課長	警視庁では、警視庁巡査を拝命した際やその後の昇任(巡査部長、警部補)の際に行われる各警察学校(警視庁警察学校(警察法54条)、管区警察学校(同法32条))における教養訓練において、警察庁長官によって示された教授細目基準に基づき、人権に配慮した職務執行を行うための教養が行われており、職務質問についても、これに特化した授業を設け、法的根拠や法令解釈等に関する教養が行われていること
乙B 2	初任科及び初任補修科実施要領の改正について(通達)	写し R6.2.16	警察庁長官官房 参事官	
乙B 3	管区警察学校及び道警察学校警部補任用科教科課程教授細目基準及び同巡査部長任用科教科課程教授細目基準の改正について(通達)	写し R2.1.30	警察庁長官官房 人事課長	
乙B 4	管区警察学校及び道警察学校警部補任用科教科課程教授細目基準及び同巡査部長任用科教科課程教授細目基準の改正について(通達)	写し R6.2.16	警察庁長官官房 参事官	
乙B 5	講義参考資料	写し R4.3.11	警察庁長官官房 教養厚生課長	
乙B 6	職質指導班だより	写し R3.3.12	地域指導課 職務質問指導室	警視庁においては、職務質問が適正に行われるよう警視庁本部の主管課が発出する教養資料に基づく指導が行われており、こうした指導は、原告シェルトン及び原告マシューに対する取扱いが行われるよりも前から、現場で活動する警察官に対し、周知が図られていたこと
乙B 7	職質指導班だより	写し R4.3.31	同上	
乙B 8	幹部連絡	写し R4.9.22	地域指導課	
乙B 9	職質指導班だより	写し R5.2.28	地域指導課 職務質問指導班	

乙B 10の1	交通事件原票	乳	R3. 4. 13	山田巡查部長	山田巡查部長らは、第1事 案当日の昼頃、交通監視を しながら東京都 番先の 交差点付近を通行する車 両等の交通違反取締りを行 っていたこと
乙B 10の2	交通事件原票	乳	R3. 4. 13	吉田巡查部長	
乙B 11の1	道路交通法違 反指導取締り 基準の制定に ついて	乳	H13. 11. 15	警視庁交通部長	警視庁においては、道交法 違反の指導取締り基準とし て、各違反行為ごとに、直 ちに告知を行わず指導警告 の対象とすべき態様が定め られていること
乙B 11の2	「道路交通法 違反指導取締 り基準の制定 について」の 一部改正につ いて	乳	H18. 5. 31	同上	